

対象法人が掲載する求人
就職すると移住者へ

単身で 60 万円

世帯で 100 万円

愛知県内の市町村より支給いたします。

移住支援金を活用して
愛知県で働こう！

■移住支援金とは？

東京 23 区（在住者又は通勤者）から愛知県へ移住し、移住支援金対象求人
に就業した方に、国・県・市町村が共同で移住支援金を支給する制度です。

■愛知県に移住するためには？

移住には、就職先を決めることから始まり、住まいや暮らしの情報を集めるために多くの時間とお金を費やします。「あいち UIJ ターン支援センター」では、県内の企業情報や地域情報を提供するほか、専任のコーディネーターによる個別相談など、移住・就職に向けた各種支援をワンストップで実施しています。移住支援金の申請のサポートも行います。

申請方法

1. まずは対象要件を裏面でご確認ください
またはあいちUIJターン支援センターにお問い合わせください
2. センターに登録し、お仕事探しをスタート
3. センター Web ページに掲載の対象求人に応募・就職
(3 と 4 の順序は逆でもかまいません)
4. 愛知県内の対象市町村に移住
5. 移住先の市町村に支援金の支給申請
(転入後 3 ヶ月以上 1 年以内に申請すること)
6. 市町村にて審査確認
市町村より認定の可否連絡

詳細の要件は裏面へ→

あいちUIJターン支援センター

東京（品川）

〒108-0075
東京都港区港南 2-15-1 品川インターシティ A 棟 28F
「品川」駅 港南口 徒歩 2 分

●月～土：10 時～19 時 ※祝日・年末年始除く

TEL 03-6717-4427

名古屋

〒460-0003
愛知県名古屋市中区錦 3-15-15 CTV 錦ビル 6F イープラネット内
「栄」駅 セントラルパーク方面 10A 出口 徒歩 2 分

●月～土：10 時～19 時 ※祝日・年末年始除く

TEL 052-308-4859

<https://www.uj-aichi.jp> info@uj-aichi.jp



移住支援金対象者の主な要件

【次に掲げる(ア)~(エ)に該当する方】

(ア) 移住元に関する要件

次に掲げる事項のいずれかに該当すること。

- 住民票を移す直前に、連続して5年以上、東京23区に在住していたこと。
- 住民票を移す直前に、連続して5年以上、東京圏※1(条件不利地域※2を除く)に在住し、かつ、住民票を移す3か月前の時点において、連続して5年以上、東京23区に通勤していたこと※3(雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る)



※1 埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県

※2 【一都三県の条件不利地域の市町村】

- 東京都：檜原村、奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村
- 埼玉県：秩父市、飯能市、本庄市、ときがわ町、横瀬町、皆野町、小鹿野町、東秩父村、神川町
- 千葉県：館山市、勝浦市、鴨川市、富津市、いすみ市、南房総市、東庄町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町
- 神奈川県：山北町、真鶴町、清川村

※3 連続して5年以上通勤していた東京23区の企業等を辞めてから、住民票を移すまでの間に、東京23区外であって移住先とは異なる都道府県に雇用保険の被保険者として雇用されていた場合は、原則として除きます。

(イ) 移住先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- 愛知県内の対象市町村に転入したこと。(下線のある市町村については、勤務地と居住地が同じ市町村である必要があります)名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市、瀬戸市、半田市、春日井市、豊川市、碧南市、刈谷市、豊田市、安城市、西尾市、蒲郡市、犬山市、江南市、小牧市、稲沢市、新城市、東海市、大府市、知多市、知立市、尾張旭市、高浜市、岩倉市、豊明市、日進市、田原市、愛西市、清須市、北名古屋市、みよし市、あま市、長久手市、東郷町、豊山町、大口町、扶桑町、蟹江町、飛島村、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町、幸田町、設楽町、東栄町、豊根村(2019年8月23日現在)
- 平成31年4月1日以降に転入したこと。
- 移住支援金の申請時において、転入後3か月以上1年以内であること。
- 転入先の市町村に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。



(ウ) 就業に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。
(上記(イ)aの下線のある市町村に移住する場合は、勤務地が当該市町村にあること)
- 市町村への転入日時点で満50歳以下であること。
- 就業先が、移住支援事業を実施する都道府県が移住支援金の対象としてマッチングサイト※に掲載している求人であること。
(※愛知県の場合はあいちUIJターン支援センターWebページ)
- 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。
- 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において連続して3か月以上在職していること。
- マッチングサイトに移住支援金の対象として掲載された日以降に、当該求人へ応募していること。
- 当該法人に、移住支給金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
- 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。



■東京センター(品川インターシティ)

(エ) その他の要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
- 日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。
- その他愛知県又は申請者の居住する市町村が移住支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。

※その他、世帯向けの金額(100万円)を申請する場合は、Webページにて「世帯に関する要件」をご確認ください。



■名古屋センター(CTV 錦ビル)

ご不明な点はお気軽に
ご相談ください